



意見書

経企第 358 号  
令和 2 年 5 月 15 日

電気通信紛争処理委員会  
委員長 田村幸一 殿

郵便番号 100-6150  
住 所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
名 称 株式会社NTTドコモ  
氏 名 代表取締役社長 吉澤 和

令和 2 年 4 月 16 日付け「諮問第 11 号事案に係る意見提出についての依頼」  
(電委第 23 号)について、別添のとおり意見を提出いたします。

## 目次

1. 「課金単位、精算方法及び新料金の設定日について（総務大臣意見書P.1）」についての当社意見
2. 「新料金の適用日について（総務大臣意見書P.1 - P.2）」についての当社意見

1. 「課金単位、精算方法及び新料金の設定日について（総務大臣意見書 P. 1）」についての  
の当社意見

総務省は、①課金単位、②精算方法及び③新料金の設定日について、「株式会社 NTT ドコモは、主として、課金単位及び精算方法の変更にシステム改修に相応の開発費用及び開発期間が必要となることを理由として、上記3つの事項について、裁定案のとおり対応することは困難である旨主張している」（総務大臣意見書 P. 1、傍点引用者）と記載するが、誤認である。

3つの事項のうち、①課金単位、②精算方法については、相応の開発費用と開発期間をかければ、システム開発を行うこと自体は可能である。この①②に関するシステム改修に、相応の開発費用は必要となるものの、当該費用は、日本通信への卸提供のために必要なコストであることから日本通信が負担するものであり、当社としては、開発費用が必要なることを理由として、①②に対応することが困難であると主張するものではない。

他方、①②に関するシステム改修には、6か月を優に超える期間が必要となることから、③新料金の設定日を裁定日から6か月以内とすることは不可能である。

総務省は、「総務大臣において、システム改修に係る費用・期間等について両当事者からさらに意見を聴取した上で、裁定を行うことが適当」（総務大臣意見書 P. 1）としているが、裁定制度の手続き保障の観点から、意見聴取の結果に基づき電気通信紛争処理委員会において十分な審議が行われることが必須であると考える。

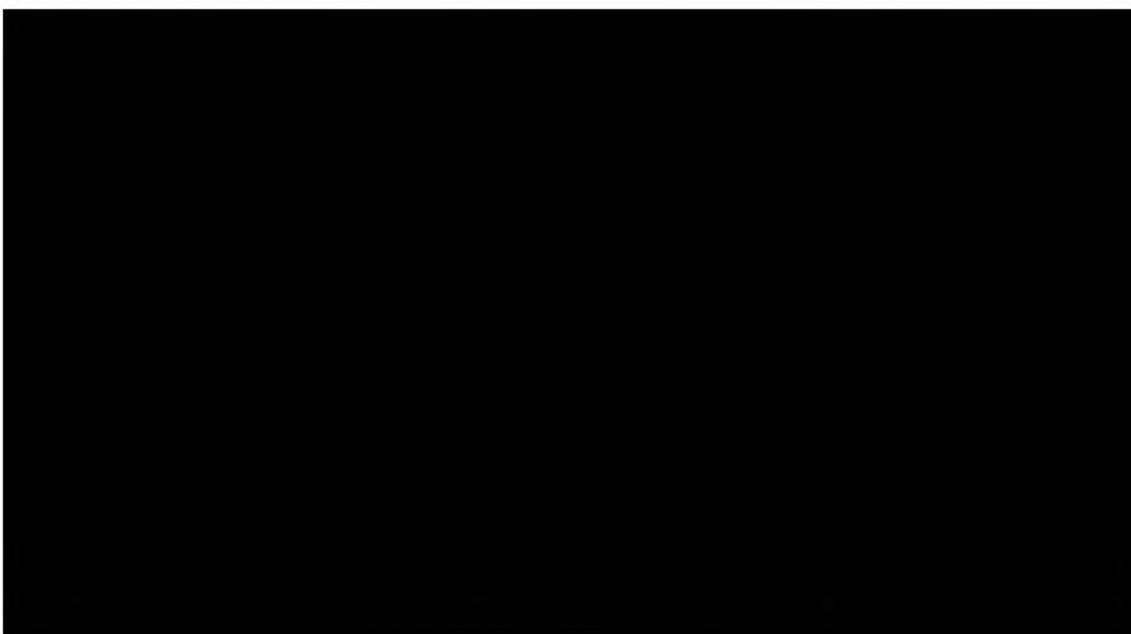
本裁定案においては、申請者である日本通信すら求めていなかった課金単位や精算方法にまで両当事者を羈束する条件を示しているが、かかる裁定案は、当社が他事業者とネットワークを相互利用した分の精算システムと自社ユーザへの料金請求用のシステムが全く別のシステムであるという事実を看過し、接続と卸を混同した誤認に基づくものである。

これまで、総務省は金額の算定方法やその内容について両当事者に意見聴取していないとしてきた（貴委員会からの裁定案に対する質問事項問1に対する総務省回答（令和2年2月13日））。しかしながら、今般の意見書において、総務省は両当事者への意見聴取する必要性を認めていることから、裁定の前提とすべき事項に問題があることは明らかであり、当社としては、紛争処理委員会において、公正中立な第三者機関として事実関係や両当事者の考え方を十分確認した上で審議が行われることを求める。

## 2. 「新料金の適用日について（総務大臣意見書 P.1 - P.2）」についての当社意見

総務省は、「裁定案は、裁定日まで「遡及して」精算を行うこととしており、通話実績のデータを保存しておくだけで足り、新料金の適用日にシステム改修を終えている必要はないため、新料金の適用日は、原則として、システム改修の影響を受けない」（総務大臣意見書 P.2）としているが、誤りである。

当社意見書（令和2年3月11日 P.4-P.5）において述べたとおり、日本通信との間で遡及した精算を実施するためには、下図案2のとおり、予め、日本通信ユーザのみを判別・抽出し、明細データを保持する新たなシステムを構築する必要がある。この新たなシステム構築は、前記1で述べた日本通信向け①課金単位や②精算方法のシステム改修完了の要否にかかわらず、必要となるものである。



【図】明細データの保持に係る対応案

すなわち、上記図のうち現状として記載している加入者明細システムは、通信の秘密に係るデータを保持するものであることから、当社の方針として、その保持期間を6か月としている。そのため、現状のシステムに日本通信ユーザの通話実績データを保管するのみであれば、日本通信向け①課金単位や②精算方法の変更のためのシステム改修が完了する前に、日本通信ユーザの通話実績データも消失してしまう。したがって、裁定案にあるように遡及して精算を行えるよう日本通信向けのデータを管理するためには、予め、当該データのみを、2年間保持できるようにしておく必要がある。このためには、上記図案2にあるように、日本通信ユーザのデータを格納するための専用の加入者明細システム（当社としては、通信の秘密に係る明細データを保持するシステムであることから、遊休サーバ

を流用すれば良いというものではなく、安全性の高い管理システムを構築する必要があるものと認識している)を新たに構築し、かつ、XXXXXXXXXXに入ってくる膨大なデータの中から日本通信ユーザのデータのみを判別・抽出するシステム改修をした後に、新たに構築したシステムにデータの保持を開始する必要がある。

したがって、新料金の適用日に日本通信向け①課金単位や②精算方法のシステム改修を終えているか否かにかかわらず、裁定案に対応するためには、いずれにしても、新料金の適用日前に、判別・抽出のためのシステム改修と新たなシステムの構築を終えていなければならない、これらの改修や構築には、6か月を優に超える期間が必要となる。

以上